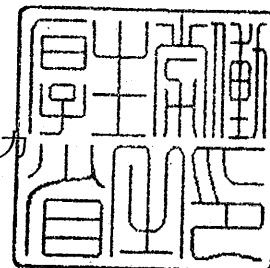




厚生労働省発食安第 1121004 号  
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

2,3,5,6-テトラメチルピラジン

